

Retty 株式会社  
定 款

2010 年 10 月 29 日 作成  
2022 年 9 月 1 日 最終改定

# 定 款

## 第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、Retty 株式会社と称し、英文では Retty Inc. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 インターネット等での広告宣伝の企画、制作および広告代理業
- 2 インターネットを利用した商品の売買システムの設計、開発、運用および保守
- 3 インターネットを利用したコンテンツの制作
- 4 インターネット上のショッピングモールの企画、提案および運用
- 5 インターネットビジネスに関するコンサルティング業務
- 6 インターネットを利用した各種情報提供サービス
- 7 インターネット等を利用した決済処理に関する代行業務
- 8 w e b ( P C ・ モ バ イ ル 含 む ) サ イ ト 運 営
- 9 電気通信事業法に基づく電気通信事業
- 10 イベントの企画および運営、並びにそれらのコンサルティング業務
- 11 出版物の企画、制作、販売および仲介
- 12 飲食店の経営
- 13 食料品、酒類の販売
- 14 営業および販売の代行、業務受託および代理店業務
- 15 有料職業紹介業
- 16 上記各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告により行う。

2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、40,000,000株とする。

(株主名簿管理人)

第7条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成並びに備置きその他株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第8条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式および新株予約権に関する取扱いおよびその手数料、株主の権利行使に際しての手續、株主名簿管理人等については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(自己株式の取得)

第9条 当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第10条 当会社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第11条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(基準日)

第 12 条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。

### 第 3 章 株主総会

(招集および招集権者)

第 13 条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれを招集する。

3 当社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。

(議長)

第 14 条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。

2 取締役社長に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決

権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

## 第4章 取締役、取締役会および代表取締役

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役(監査等委員であるものを除く)は7名以内とする。

2 当会社の監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)は5名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 当会社の取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議によって選任する。

2 前項の選任については、累積投票の方法によらない。

(取締役の任期)

第21条 取締役(監査等委員であるものを除く)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。

2 補欠または増員により選任した取締役(監査等委員であるものを除く)の任期は、前任者または他の在任取締役(監査等委員であるものを除く)の任期の満了する時までとする。

3 監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

4 任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。

5 監査等委員の補欠者の選任の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役および社長)

第 22 条 取締役会は、取締役（監査等委員であるものを除く）の中から代表取締役を選定しなければならない。

2 代表取締役は、当会社を代表し、業務を執行する。

3 取締役会は、取締役（監査等委員であるものを除く）の中から取締役社長 1 名を定める。取締役社長は代表取締役でなければならない。

4 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員であるものを除く）の中から必要に応じ、取締役会長 1 名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集および議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。ただし、取締役社長に事故または支障があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めるところに従い、他の取締役がこれに代わる。

2 取締役会を招集するには、会日の 3 日前までに、各取締役に対して招集通知を発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

3 前項の規定にかかわらず、取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(取締役会の決議)

第 24 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会決議の省略)

第 25 条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき、取締役（当該事項について議決権を有するものに限る）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する者の取締役会の決議があったものとする。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 26 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定に基づき、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会議事録)

第 27 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規程)

第 28 条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役に対する報酬等)

第 29 条 取締役に対する報酬、賞与、退職慰労金その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という）は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において決定する。

(取締役の責任免除)

第 30 条 当会社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、同法第 4 2 3 条第 1 項の取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(非業務執行取締役との責任限定契約)

第 31 条 当会社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第 4 2 3 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会の招集)

第 32 条 監査等委員会の招集は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに通知を発するものとする。ただし、緊急の必要あるときは、これを短縮することができる。

2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議)

第 33 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

(監査等委員会規程)

第 34 条 監査等委員会の運営に関する規定は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。

(監査等委員会の議事録)

第 35 条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

## 第 6 章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第 36 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 37 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 38 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

## 第 7 章 計算

(事業年度)

第 39 条 当会社の事業年度は、毎年 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までの年 1 期とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 40 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)



第41条 当会社の期末配当の基準日は、毎年9月30日とする。

2 当会社の中間配当の基準日は、毎年3月31日とする。

3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金等の除斥期間)

第42条 配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払いの義務を免れるものとする。

2 未払の配当金には利息を付けない。

## 附則

(電子提供措置等に関する経過措置)

第1条 会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。

2 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

## 定款変更の経緯

2010年10月29日 原始定款作成

2011年8月10日 変更

2012年7月20日 変更

2013年11月25日 変更

2015年3月6日 変更

2015年4月30日 変更

2015年12月22日 変更

2016年7月20日 変更

2017年12月25日 変更

2019年7月17日 変更

2019年12月19日 変更

2020年8月25日 変更

2021年12月23日 変更

2022年9月1日 変更